

神奈川県土砂の適正処理に関する条例の一部改正新旧対照条文

○ 神奈川県土砂の適正処理に関する条例（平成11年神奈川県条例第3号）

新	旧
<p>目次（略）</p> <p>第1章・第2章（略）</p> <p>第3章 土砂埋立行為の許可等</p> <p>第8条（略）</p> <p>（説明会の開催等）</p>	<p>目次（略）</p> <p>第1章・第2章（略）</p> <p>第3章 土砂埋立行為の許可等</p> <p>第8条（略）</p> <p>（新設）</p>
<p>第8条の2 次条第1項の許可を受けようとする者は、当該許可の申請をする日の前日までに、当該土砂埋立区域の周辺の土地若しくは建物の所有者又は住民で規則で定めるもの（以下「周辺の住民等」という。）に対して、当該申請に係る同条第2項第1号から第11号まで（第8号を除く。）に掲げる事項その他規則で定める事項（以下「周知事項」という。）を周知させるための説明会を開催しなければならない。</p> <p>2 次条第1項の許可を受けようとする者は、その責めに帰することができない事由であって規則で定めるものにより、前項の説明会を開催することができない場合には、当該説明会を開催することを要しない。この場合において、次条第1項の許可を受けようとする者は、規則で定める方法により、当該許可を申請する日の前日までに、周知事項を周辺の住民等に周知させなければならない。</p> <p>（土砂埋立行為の許可）</p>	<p>（土砂埋立行為の許可）</p>
<p>第9条（略）</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面に、規則で定める図書を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3)（略）</p>	<p>第9条（略）</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面に、規則で定める図書を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3)（略）</p>

(4) 土砂埋立行為の目的

(5) 土砂埋立行為の最大堆積時に用いる土砂の数量及び土砂埋立行為等に係る工事を行う期間

(6)～(8) (略)

(9) 土砂埋立行為の完了時及び最大堆積時の土地の形状

(10)～(13) (略)

(許可の基準等)

第10条 知事は、前条第1項の許可の申請があった場合において、その内容が次の各号のいずれにも適合すると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

(1) 土砂埋立行為の完了時及び最大堆積時の土地の形状並びに排水施設その他の土砂の崩壊又は流出を防止するための施設が、規則で定める基準に適合していること。

(2)～(3) (略)

(4) 土砂埋立行為等に係る工事を行う元請負人が、当該土砂埋立行為等に係る工事を行うために必要な信用及び能力を有すること。

(5) (略)

(6) 前条第1項の許可を受けようとする者及び土砂埋立行為等に係る工事を行う元請負人が、次のアからウまでのいずれにも該当しないこと。

ア 第13条第1項(第2号及び第3号に係る部分を除く。)の規定により許可を取り消され、その取消の日から3年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る神奈川県行政手続条例(平成7年神奈川県条例第1号)第15条第1項の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行

(新設)

(4) 土砂埋立行為の最大たい積時に用いる土砂の数量及び土砂埋立行為等に係る工事を行う期間

(5)～(7) (略)

(8) 土砂埋立行為の完了時及び最大たい積時の土地の形状

(9)～(12) (略)

(許可の基準等)

第10条 知事は、前条第1項の許可の申請があった場合において、その内容が次の各号のいずれにも適合すると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

(1) 土砂埋立行為の完了時及び最大たい積時の土地の形状並びに排水施設その他の土砂の崩壊又は流出を防止するための施設が、規則で定める基準に適合していること。

(2)～(3) (略)

(4) 土砂埋立行為等に係る工事を行う元請負人が、当該土砂埋立行為等に係る工事を行うために必要な能力を有すること。

(5) (略)

(新設)

する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号において同じ。)であった者で当該取消の日から3年を経過しないものを含む。)

イ 第13条第3項、第18条第2項、第25条第1項又は同条第2項において準用する同条第1項の規定により命令を受け、その命令に係る必要な措置を完了していない者で当該命令に係る期限から3年を経過しないもの(当該命令を受けた者が法人である場合においては、当該命令の日以後の当該法人の役員及び役員であった者で、当該命令に係る期限から3年を経過しないものを含む。)

ウ 法人でその役員のうちア又はイのいずれかに該当する者があるもの

(削除)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれにも該当する土砂埋立行為については、同項第3号及び第4号の規定は適用しない。

(1) 土砂埋立行為を行う土地の区域における土砂埋立行為を行う前の地盤面の最も低い地点と土砂埋立行為によって生じた地盤面の最も高い地点との垂直距離が5メートル以下であること。

(2) 土砂埋立行為の最大たい積時に用いる土砂の数量が1万立方メートル未満であること。

2 (略)

(変更の許可等)

第11条 第9条第1項の許可を受けた者は、同条第2項第2号から第13号まで(第12号を除く。)に掲げる事項を変更しようとするときは、知事の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める変更をしようとするときは、こ

3 (略)

(変更の許可等)

第11条 第9条第1項の許可を受けた者は、同条第2項第2号から第12号まで(第11号を除く。)に掲げる事項を変更しようとするときは、知事の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める変更をしようとするときは、こ

<p>の限りでない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第9条第1項の許可を受けた者は、<u>同条第2項第12号</u>に掲げる事項を変更しようとするとき及び第1項ただし書に規定する規則で定める変更をしようとするときは、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 前条<u>(土砂埋立行為等に係る工事を行う元請負人を変更しようとする場合を除き、同条第1項第6号を除く。)</u>の規定は、第1項の許可について準用する。</p> <p>6 第1項の許可を受けようとする者は、当該許可の申請をする日の前日まで</p>	<p>の限りでない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第9条第1項の許可を受けた者は、<u>第9条第2項第11号</u>に掲げる事項を変更しようとするとき及び第1項ただし書に規定する規則で定める変更をしようとするときは、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 前条の規定は、第1項の許可について準用する。</p> <p>(新設)</p>
<p><u>に、周辺の住民等に対して、説明会の開催その他の規則で定める方法により、当該申請に係る第2項第1号及び第2号に掲げる事項その他規則で定める事項を周知させなければならない。</u></p>	<p></p>
<p>第12条(略)</p> <p>(許可の取消し等)</p>	<p>第12条(略)</p> <p>(許可の取消し等)</p>
<p>第13条 知事は、第9条第1項の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>第10条第2項</u> (第11条第5項において準用する場合を含む。)の条件に違反したとき。</p> <p>(5) (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>(土地の所有者への通知)</p>	<p>第13条 知事は、第9条第1項の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>第10条第3項</u> (第11条第5項において準用する場合を含む。)の条件に違反したとき。</p> <p>(5) (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p><u>(関係者への周知)</u></p>
<p>第14条 第9条第1項の許可を受けた者は、当該許可を受けた日後遅滞なく、</p>	<p>第14条 第9条第1項の許可を受けた者は、同項の許可を受けた日後遅滞なく、</p>

<p>当該土砂埋立行為等を行う土地の所有者に、当該許可に係る同条第2項各号（第12号を除く。）に掲げる事項及び第10条第2項の規定により条件を付されたときは当該条件を書面で通知しなければならない。</p>	<p>当該土砂埋立区域の周辺の住民に対して、当該土砂埋立行為等に係る工事の概要を周知させるよう努めなければならない。</p>
<p>2 前項の規定は、第11条第1項の許可について準用する。この場合において、前項中「第9条第1項」とあるのは「第11条第1項」と、「同条第2項各号（第12号を除く。）に掲げる事項及び」とあるのは「同条第2項第2号及び第3号に掲げる事項並びに同条第5項において準用する」と読み替えるものとする。</p>	
<p>第15条（略） (着手届等)</p>	<p>第15条（略） (着手届)</p>
<p>第16条 第9条第1項の許可を受けた者は、当該土砂埋立行為等に係る工事に着手しようとするときは、着手する日の前日までに、その旨を知事に届け出るとともに、当該土砂埋立行為等を行う土地の所有者に、規則で定めるところにより通知しなければならない。</p>	<p>第16条 第9条第1項の許可を受けた者は、当該土砂埋立行為等に係る工事に着手しようとするときは、着手する日の前日までに、その旨を知事に届け出なければならない。</p>
<p>(定期的な報告)</p>	<p>(定期的な報告)</p>
<p>第17条 第9条第1項の許可を受けた者は、当該土砂埋立行為等に係る工事に着手した日から<u>3月間</u>ごと（当該期間内に土砂埋立行為等に係る工事を廃止し、又は完了したときは、当該期間の初日から廃止又は完了の日までの間）に当該期間における状況について、当該<u>3月</u>を経過した日（土砂埋立行為等に係る工事を廃止し、又は完了したときは、廃止又は完了の日）から起算して20日以内に、次に掲げる事項を記載した書面に、規則で定める図書を添えて、知事に報告しなければならない。</p>	<p>第17条 第9条第1項の許可を受けた者は、当該土砂埋立行為等に係る工事に着手した日から<u>6月間</u>ごと（当該期間内に土砂埋立行為等に係る工事を廃止し、又は完了したときは、当該期間の初日から廃止又は完了の日までの間）に当該期間における状況について、当該<u>6月</u>を経過した日（土砂埋立行為等に係る工事を廃止し、又は完了したときは、廃止又は完了の日）から起算して20日以内に、次に掲げる事項を記載した書面に、規則で定める図書を添えて、知事に報告しなければならない。</p>
<p>(1)～(6)（略）</p>	<p>(1)～(6)（略）</p>
<p>(土砂埋立行為等に係る工事の廃止等)</p>	<p>(土砂埋立行為等に係る工事の廃止等)</p>
<p>第18条 第9条第1項の許可を受けた者は、当該土砂埋立行為等に係る工事を</p>	<p>第18条 第9条第1項の許可を受けた者は、当該土砂埋立行為等に係る工事を</p>

廃止したときは、規則で定めるところにより、当該土砂埋立行為等に係る工事を廃止した日から起算して20日以内に、その旨を知事に届け出るとともに、当該土砂埋立行為等を行う土地の所有者に、規則で定めるところにより通知しなければならない。

2 知事は、前項に規定する届出があった場合において、当該届出に係る土砂埋立行為等に係る工事について、土砂の崩壊、流出その他の災害の発生の防止のための措置を講じる必要があると認めるときは、当該届出をした者に対し、土砂の除却その他必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

第19条（略）

第4章（略）

第5章 雑則

（報告の徴収）

第23条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、元請負人、土砂埋立行為を行った者若しくは土砂埋立行為に係る工事を請け負った者（請負工事の下請人を含む。次条において同じ。）又は土砂埋立区域の土地の所有者に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

第24条（略）

（命令）

第25条（略）

2 前項の規定は、第10条第2項（第11条第5項において準用する場合を含む。）の条件に違反している者について準用する。

第26条（略）

（土砂埋立行為等に係る土地の所有者の義務）

第26条の2 第9条第1項又は第11条第1項の許可を受けた土砂埋立行為等に

廃止したときは、当該土砂埋立行為等に係る工事を廃止した日から起算して20日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の届出があった場合において、当該届出に係る土砂埋立行為等に係る工事について、土砂の崩壊、流出その他の災害の発生の防止のための措置を講じる必要があると認めるときは、当該届出をした者に対し、土砂の除却その他必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

第19条（略）

第4章（略）

第5章 雑則

（報告の徴収）

第23条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、元請負人又は土砂埋立行為を行った者若しくは土砂埋立行為に係る工事を請け負った者（請負工事の下請人を含む。次条において同じ。）に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

第24条（略）

（命令）

第25条（略）

2 前項の規定は、第10条第3項（第11条第5項において準用する場合を含む。）の条件に違反している者について準用する。

第26条（略）

（新設）

つき第8条第2項の同意をした土地の所有者（以下「同意をした土地の所有者」という。）は、当該土砂埋立行為等が行われている間、少なくとも3月に1回、規則で定めるところにより、当該土砂埋立行為等の施工状況を確認しなければならない。

2 同意をした土地の所有者は、前項に規定する確認の結果、第9条第1項又は第11条第1項の許可の内容と明らかに異なる土砂埋立行為等が行われていることを知ったときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を知事に報告しなければならない。

3 同意をした土地の所有者は、当該土砂埋立区域において、土砂の崩壊、流出その他の災害が発生し、又はそのおそれがあることを知ったときは、速やかにその旨を知事に通報しなければならない。

（土砂埋立行為等に係る土地の所有者への勧告及び命令）

（新設）

第26条の3 知事は、第13条第3項、第18条第2項、第25条第1項（第9条第1項の許可を受けずに土砂埋立行為が行われた場合を除く。）又は第25条第2項において準用する同条第1項の規定により土砂の除却その他必要な措置を命じた場合において、当該命令を受けた者がその命令に係る期限までにその命令に係る措置を講じないときは、当該命令に係る土砂埋立行為等を行う土地の所有者で次の各号のいずれかに該当する者に対し、土砂の除却その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) 前条第1項に規定する確認を怠った者（当該確認を行うべき時期において、第9条第1項又は第11条第1項の許可の内容と明らかに異なる土砂埋立行為等が行われていた場合に限る。）

(2) 前条第2項に規定する報告を怠った者

2 知事は、前項の規定による勧告を受けた土地の所有者がその勧告に従わな

<p><u>いときは、その者に対し、土砂の除却その他必要な措置を講ずるよう命ずることができる。</u></p>	
<p>(公表)</p>	<p>(公表)</p>
<p>第27条 知事は、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する者の氏名、違反の事実その他の規則で定める事項を公表することができる。</p>	<p>第27条 知事は、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する者の氏名、違反の事実その他の規則で定める事項を公表することができる。</p>
<p>(1)・(2) (略)</p>	<p>(1)・(2) (略)</p>
<p><u>(3) 第13条第3項、第18条第2項又は第25条第2項において準用する同条第1項の命令を受けた者</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>2 知事は、前項第1号又は第2号の規定により公表しようとするときは、あらかじめその者に意見を述べる機会を与えなければならない。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(市町村との連携)</p>	
<p>第27条の2 県は、土砂の適正処理を推進するため、市町村と連携して必要な施策を実施するとともに、市町村が地域の実情に応じて実施する施策に対し、情報の提供、技術的な助言その他の支援を行うものとする。</p>	
<p>第28条・第29条 (略)</p>	<p>第28条・第29条 (略)</p>
<p>第6章 罰則</p>	<p>第6章 罰則</p>
<p>第30条・第31条 (略)</p>	<p>第30条・第31条 (略)</p>
<p>第32条 <u>次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</u></p>	<p>第32条 第21条の規定に違反して土砂を搬入した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p>
<p>(1) <u>第21条の規定に違反して土砂を搬入した者</u></p>	
<p>(2) <u>第26条の3第2項の命令に違反した者</u></p>	
<p>第33条～第35条 (略)</p>	<p>第33条～第35条 (略)</p>